

【認可保育園等をご利用している皆様の各種取り扱いについて】

1 利用者負担額（保育料）の取り扱いについて（0～2歳児クラス）

登園自粛要請期間中の保育料は、市の要請により保育園等を欠席した日数に応じて日割り計算を行います。4月1日から6月31日までを対象とします。

※3～5歳児クラスについては利用者負担額が0円のため日割りは行いません。

2 育児休業中で4月入園が決定した方の復職日の延長について

(1) 今回の登園自粛要請期間延長により、7月1日まで延長が可能となっている復職日について、さらに1ヶ月延長した8月1日まで可能とします。

(2) 利用調整結果通知に同封されていた「復職証明書」を、復職日から2週間以内に子育て支援課にご提出ください（郵送可）。

3 就労内定で4月入園が決定した方の就労開始日の延長について

(1) 今回の登園自粛要請期間延長により、6月1日まで延長が可能となっている就労開始日について、さらに1ヶ月延長した7月1日まで可能とします。

(2) 就労開始を延長される方は、市公式ホームページ上に掲出している「【令和2年度特例】就労開始証明書」を、就労開始日から2週間以内に子育て支援課にご提出ください（郵送可）。

4 求職要件で4月入園が決定した方の求職期間の延長について

(1) 今回の登園自粛要請期間延長により、7月31日までとなっていた求職期間を、1ヶ月延長した8月31日までとします。

(2) 求職要件で4月入園した方は、8月15日までに就労証明書を子育て支援課までご提出ください（郵送可）。

※8月16日から8月31日に就労が決定する方は、内定で就労証明書をご提出いただき、就労を開始したら就労開始証明書をあらためてご提出いただきます。

5 保育園等に2ヶ月間登園しなかった場合に退所となる取り扱いの特例について

(1) 通常時の規定である2ヶ月間の登園しなかった場合に関しては、令和2年6月30日までは適用しないこととします。

例：7月1日から起算して2ヶ月間登園しなかった場合に退所の取り扱いとなります。

(2) 2ヶ月登園しなかった場合の提出書類は特にありません。

【認証保育所をご利用している皆様の各種取り扱いについて】

1 保育料について

- (1) 現在市から出ている保護者様への保育料補助及び多子世帯負担軽減補助並びに子育てのための施設等利用給付（無償化による給付 新2・3号認定）は、登園された日数によらず返還は求めません。
- (2) 市の登園自粛要請により保育所等を欠席した日数に応じ保育料を減額する補助を検討しています。対応や支払い方法については決定次第、施設を通じてお知らせいたします。

2 施設等利用給付（新2・3号認定）を受けていて、育児休業中で4月1日から認証保育所等に在籍している方の復職日の延長について

- (1) 今回の登園自粛要請期間延長により、7月1日まで延長が可能となっている復職日について、さらに1ヶ月延長した8月1日まで可能とします。
- (2) 利用調整結果通知に同封されていた「復職証明書」を、復職日から2週間以内に子育て支援課にご提出ください（郵送可）。

3 施設等利用給付（新2・3号認定）を受けていて、就労内定で4月1日から認証保育所等に在籍している方の就労開始日の延長について

- (1) 今回の登園自粛要請期間延長により、6月1日まで延長が可能となっている就労開始日について、さらに1ヶ月延長した7月1日まで可能とします。
- (2) 就労開始を延長される方は、市公式ホームページ上に掲出している「【令和2年度特例】就労開始証明書」を、就労開始日から2週間以内に子育て支援課にご提出ください（郵送可）。

4 施設等利用給付（新2・3号認定）を受けていて、求職要件で4月1日から認証保育所等に在籍している方の就労開始日の延長について

- (1) 今回の登園自粛要請期間延長により、7月31日までとなっていた求職期間を、1ヶ月延長した8月31日までとします。
- (2) 求職要件で4月入園した方は、8月15日までに就労証明書を子育て支援課までご提出ください（郵送可）。

※8月16日から8月31日に就労が決定する方は、内定で就労証明書をご提出いただき、就労を開始したら就労開始証明書をあらためてご提出いただきます。

【定期利用保育をご利用する皆様の各種取り扱いについて】

1 利用料について

- (1) (新3号認定を受けている場合) 現在市から出ている保護者様への子育てのための施設等利用給付(無償化による給付)は、登園された日数によらず返還は求めません。
- (2) 市の登園自粛要請により定期利用保育等を欠席した日数に応じ利用料を減額する補助を検討しています。対応や支払い方法については決定次第、施設を通じてお知らせいたします。

2 施設等利用給付(新3号認定)を受けていて、育児休業中で4月1日から定期利用保育等を利用している方の復職日の延長について

- (1) 今回の登園自粛要請期間延長により、7月1日まで延長が可能となっている復職日について、さらに1ヶ月延長した8月1日まで可能とします。
- (2) 利用調整結果通知に同封されていた「復職証明書」を、復職日から2週間以内に子育て支援課にご提出ください(郵送可)。

3 施設等利用給付(新3号認定)を受けていて、就労内定で4月1日から定期利用保育等を利用している方の就労開始日の延長について

- (1) 今回の登園自粛要請期間延長により、6月1日まで延長が可能となっている就労開始日について、さらに1ヶ月延長した7月1日まで可能とします。
- (2) 就労開始を延長される方は、市公式ホームページ上に掲出している「【令和2年度特例】就労開始証明書」を、就労開始日から2週間以内に子育て支援課にご提出ください(郵送可)。

4 施設等利用給付(新3号認定)を受けていて、求職要件で4月1日から定期利用保育等を利用している方の就労開始日の延長について

- (1) 今回の登園自粛要請期間延長により、7月31日までとなっていた求職期間を、1ヶ月延長した8月31日までとします。
- (2) 求職要件で4月入園した方は、8月15日までに就労証明書を子育て支援課までご提出ください(郵送可)。

※8月16日から8月31日に就労が決定する方は、内定で就労証明書をご提出いただき、就労を開始したら就労開始証明書をあらためてご提出いただきます。